

# 「金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集」 についての意見

平成30年11月30日  
公認会計士 花田重典

標記の件に関し、以下のとおりコメントさせていただきますので、ご高配のほどよろしくお願いたします。

## 質問1【回答者の属性】

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発の着手の検討において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

### コメント

私は、1999年9月より、会計制度委員会の金融商品第2専門委員会の専門委員長として、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（以下、「金融商品実務指針」と略称します。）」（2000年1月31日公表）のうち、「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」の策定とその後の改正作業にたずさわってきました。

以下では、その経験等を踏まえて、コメントさせていただきます。

## 質問2【金融商品会計基準の改正の意義(第7項)】

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考えています。これらの点（我が国の会計基準を高品質なものとする事及び財務諸表の比較可能性を向上させる事）について、ご意見があればお寄せください。

### コメント

企業会計基準委員会の中期運営方針では、まず活動の基本的な方針として、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図ることとされています（「金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集（以下「意見の募集」と略称します。）」第2項）が、その意味するところは明確ではなく、2018年3月に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」のように、IFRSの規定を基本的にそのまま取り入れた（意見の募集第14項）だけでは、その目的を達成できるとは考えられません。

我が国には、そもそもIFRSや米国会計基準が前提とする制度や慣行と異なる制度や慣行なども多く存在しており、その基本的な考え方を取り入れるとしても、それらを我が国の制度や慣行を踏まえてどのように適用していくかを手当てしなければ、日本企業にとっての「高品質な会計基準」とはならず、実務に混乱をもたらす結果となりかねません。日本企業の実態を正確に表現できないのであれば、表面的には国際的に整合性がとられているように見えても、比較可能性も損なうこととなるのではないのでしょうか。

このため、「高品質な会計基準」の定義及び要件を明確化されることを提案します。

**質問3【プロジェクトにおいて検討する範囲(第8項から第11項)】**

当委員会は、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置いています。この3つの分野に対して、どのように優先順位をつけるかについて、ご意見があればお寄せください。

**コメント**

金融商品の測定及び評価は、金融商品会計の基礎となる部分であり、最優先で検討すべきと考えます。

また、金融資産の減損は、金融庁において、「検査マニュアル」が別表（自己査定や償却・引当に関するチェックリスト）も含めて廃止することとされており（「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（2018年6月29日）IV3.(1)）、金融機関において新たな取扱いが検討される際の前提条件となるものであることから、早急な検討が必要であると思われま。

**質問4【その他の関連する事項(第13項から第15項)】**

会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる次の事項を、その他の関連する事項として参考までに示しています。当該事項について、現時点でご意見があればお寄せください。

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的に IFRS と整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
- (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない程度とするか。
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性があるか。

**コメント**

企業会計基準委員会が策定する企業会計基準は、IFRS適用企業以外の企業に、また、連結財務諸表だけではなく個別財務諸表にも適用されるものであり、上場会社だけでなく会社法監査の対象会社にも適用されています。

ところが、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」は、このような配慮が行われた形跡がまったくありませんし、実務上の問題点の調査・研究がまったく不足しているように感じられました。

また、IFRSや米国会計基準における金融商品会計基準との違いとして、これらが金融機関向けに開発されているのに対し、特に金融商品実務指針では、我が国の事業会社が有価証券（主として、その他有価証券等）を多額に保有していることから、できるだけ具体的な指針を示しておくことに留意しています。今後策定される適用指針では、事業会社における金融資産の分類について、例えば、これまでの保有目的区分に読み替えができるように配慮していただき、適用上の混乱を回避するための対応を図るなどの措置を講じていただくことを提案します。

**質問 5【識別された論点及び適用上の課題(各分野における主要な論点(第 18 項)を含む。)]**

当委員会は、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点として、各分野における主要な論点を示したうえで、「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、仮に IFRS 第9号又は米国会計基準の内容を一定の項目に区分し、我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題を分析しています。

「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野において記載した 11 項目及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。
- (2) 当該項目について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- (3) 各々の項目(特に「各分野における主要な論点」に関連する項目)について、他にコメントはあるか。
- (4) 11 項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

また、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11 項目について優先順位をつけるか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類(例えば、株式、債券、貸付金、借入金等)ごとに優先順位をつけるか否かについて、ご意見があればお寄せください。

#### コメント

##### 【項目1】金融資産の分類

- 金融商品会計基準では、有価証券は、保有目的により、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、もしくははその他有価証券に区分し、貸借対照表価額や評価差額の処理が定められています(第15項から第18項)が、そもそも保有目的をどのように把握・確認するかが明確ではありません。
- そこで、金融商品実務指針では、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券について、その定義及び要件を明確かつ限定的に定め、それ以外のものをその他有価証券とする必要があるとして、以下のように、それぞれの要件を定めています。
  - ✓ 売買目的有価証券：いわゆるトレーディング目的の有価証券を指すとしたうえで、有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署(関係会社や信託を含む。)によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい(第65項)とされています。
  - ✓ 満期保有目的の債券：定義の満期までで所有する意図をもって保有するについて、企業が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう(第69項)とされています。
- 金融商品実務指針における有価証券の分類要件は、単に経営者の意図(保有目的)だけでなく、客観的な事業上の目的をもっていることを判定しようとしているものであり、IFRS9における「事業モデル条件」に類似しています。IFRS9では、企業の事業モデルは、金融資産グループが特定の事業目的を達成するために、どのように一括して管理されているのかを反映するレベルで決定され、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されなかった上で、この条件は、個々の金融商品ごとに分類を考えるアプローチではなく、より高い集計したレベルで判断しなければならない(B4.1.2)とされています。金融商品実務指針も、少なくとも売買目的有価証券に関しては、上記の要件でみたように、同様の考え方が採用されています。
- また、IFRS9では、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルについて、企業はそれらの金融資産のすべてを満期まで保有する必要はなく(B4.1.3)、特定の金融資産の信用リスクが増大した場合に、契約上のキャッシュ・フローを回収するために売却することが認められています(B4.1.3A)。金融商品実務指針でも、満期保有目的の債券について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、

当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとはしないこととされています（第83項）。

- このことから、IFRS9の「契約キャッシュ・フロー条件」も併せて考えれば、以下のように、両者の分類を対応させることが可能ではないかと考えられます。
  - ✓ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル→満期保有目的の債券（償却原価で測定）
  - ✓ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする事業モデル→その他有価証券（その他の包括利益を通じて公正価値で測定）
  - ✓ その他の事業モデル→売買目的有価証券（純損益を通じて公正価値で測定）又はその他有価証券（その他の包括利益を通じて公正価値で測定）
- IFRS9では、契約上のキャッシュ・フローが存在しない有価証券については、その他の事業モデルに該当するものとして明確な定義付けが行われていませんが、このことにより、これまでの売買目的有価証券及びその他有価証券が混在することとなります。IFRS9では、その解決策として、その他の事業モデルの場合に、当初認識時に、資本性金融商品に対する特定の投資について、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択（OCIオプション）を行うことができるものとされています（4.1.4、5.7.5）。しかしながら、OCIオプションの選択は、経営者の意図（保有目的）により行うことができるとされており、「事業モデル条件」が貫徹されていません。「事業モデル条件」を首尾一貫して適用するためには、これまでのように売買目的有価証券を事業モデルとして認めるために定義及び要件を明確にし、それ以外の有価証券についてOCIオプションを選択するようにすることを提案します。そうしなければ、明確な事業モデルを有する金融機関に問題は生じないとしても、本来、トレーディングを行う意図も体制も整備されていない事業会社については、会社ごとに異なった会計処理が任意に選択可能となってしまう、比較可能性を損なってしまうことになりかねないと思います。
- IFRS9では、評価差額をその他の包括利益に計上した有価証券について、その売却時において累積された OCI を当期の損益に計上すること（リサイクリング）は認められず、また当該投資には減損の定めは適用されないこととされています（4.1.4、5.7.1(b)及び 5.7.5）。その理由として、IFRS9では、IAS39における資本性金融商品についての減損の要求事項は非常に主観的であり、国際的な金融危機の際に最も批判を受けた要求事項の1つであったことをあげています（BC4.153）。しかしながら、これは、のれんの非償却根拠づける説明と類似しており、そこでは、のれんの償却期間を正確に見積もることができないことが、償却することにより根拠の不明確な情報を提供するよりも有用であるとされています（ただし、のれんについては、再度、償却の方向へ変更することも検討されています。）。いずれにしても、これらは我が国における純損益の概念と整合した会計処理となっておらず、企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」（2018年4月11日最終改正）で修正されたように、リサイクリングと減損の適用を行うべきであると考えます。

### 【項目3】分類の変更

- IFRS9では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない（4.4.1）とされていますが、金融商品実務指針では、以下のような要件を満たす場

- 合に保有目的区分の変更が認められており、資金運用方針の変更(事業モデルの変更)を要件としています。ただし、満期保有目的の債券については、資金運用方針の変更(事業モデルの変更)だけでは保有目的区分を変更することは認められておらず、違反した場合の会計処理も含めて、厳格な制限が設けられています。
- ✓ 売買目的有価証券からその他有価証券への振替又はその他有価証券から売買目的有価証券への振替：資金運用方針の変更が行われた場合（第85項、第86項）
  - ✓ 満期保有目的の債券から売買目的有価証券又はその他有価証券への振替：当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避する必要がある場合（第83項）
  - ✓ 売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替：満期まで所有する意図は取得時点において判断すべきものとされており、取得後に満期保有目的の債券に振り替えることは認められない（第69項）
- 企業会計基準委員会では、2008年12月5日に、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表し、金融商品実務指針の規定を超越した分類変更を臨時的に認められていますが、当該実務対応報告は、以下の点で問題を内包するものでした。
- ✓ 想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような場合には、同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われなくなったことから、売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることが認められました。しかしながら、金融商品実務指針では、市場環境等により、売買目的有価証券でも、一部の銘柄について短期的に売買が行われないこと（そのために「通常は」と形容しています。）や、逆に、その他有価証券でも短期的に売却が行われることがあったことをもって、直ちに、当該有価証券の定義及び要件を満たさなくなるとは考えていません。あくまでも、経営者の意思を客観的に明確にするために、資金運用方針（事業モデル）を変更したことをもって保有目的区分の変更があったと認定することにしています。全体的な構成を無視して、結論ありきのこのような超法規的な措置は、投資家からの信頼を得られるものとは考えられません。
  - ✓ 上記の場合の要件を満たすときには、売買目的有価証券及びその他有価証券を満期保有目的の債券に振り替えることも認められました。しかしながら、金融商品実務指針では、満期保有目的の債券への分類は、資金運用方針（事業モデル）に従って行うことを想定しており、そのためその取得当初の意図に基づくこととされています。債券を満期まで保有するためには、信用リスクが低くない（格付けが一定以上ある）ことが必要ですが、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような状況では、この信用リスクが大幅に低下している可能性があります。金融商品実務指針では、このように、債券の発行者の信用状態の著しい悪化があった場合には、むしろ逆に、満期保有目的の債券から売買目的有価証券及びその他有価証券への振替を認めており、その逆の会計処理に、果たして経済合理性があったのか疑問です。
- このようにいろいろと問題を内包していた実務対応報告第26号でしたが、実際に適用して分類の変更を行ったのは、金融機関が数行だけであったと記憶しています。今後、このような混乱を生じさせないためには、金融商品会計基準の改正において、分類の変更に関し十分な検討が必要と思われます。
- IFRS9では、企業が事業モデルを決定するに当たっては、企業が合理的に発生を予想していないシナリオ（最悪のケース等）に基づいて行うべきではない（B4.1.2A）と

れているため、今後は、実務対応報告第26号で想定されたような、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような場合には、事業モデルの変更には該当しないため、金融資産を分類変更することは認められなくなるものと解されます。IFRS9では、例えば、市況に著しい変化がみられる状況が生じて、特定の金融資産に係る意図の変更を行ったとしても、事業モデルの変更には該当せず（B4.4.3(a））、企業の事業モデルの変化が生じるのは、企業が自らの営業にとって重要な活動の開始又は終了のいずれかを行う場合（例えば、企業が事業分野を取得、処分又は終了した場合）だけである（B4.4.1）とされています。

- 改正事業モデルの変更による分類の変更は、金融資産から見込まれるキャッシュ・フローを最大化するために、企業が、単に損失隠しではない、最善の選択を行うことが前提であると思われませんが、それを判断するためには、事業モデルの変更として認めるための具体的な要件を定めることを提案します。

#### 【項目4】償却原価

- 金融商品実務指針で、利息法の他に定額法を認め、かつ、定額法が例外であるにもかかわらず、その選択基準が継続適用だけであるのは、以下の理由によります。
  - ✓ 金融機関が、利息法を適用するためにはシステム変更を伴うことから、会計処理のためだけの投資に難色を示したこと。
  - ✓ 財務省主税局が、利息法を税務上の無処理として認めなかったため、利息法を適用すると有税となり、毎期、申告調整が必要となること。
- したがって、金融商品会計基準の改正に当たっては、上記の問題の解消又は調整が必要になるものと思われます。
- 金融商品実務指針で、償却原価法の対象が、取得価額と債券金額との差額（取得差額）のうち金利の調整部分（金利調整差額）に限定されている（第70項及び第74項）のは、信用リスクによる価値の低下部分を償却原価法の対象から除外する趣旨ですので、実効金利の計算において、「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」等を含めるかどうかを検討することに賛成します。

#### 【項目6】予想信用損失の認識

- IFRS9では、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合にのみ、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失の金額で測定し（5.5.3）、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失の金額で測定すれば足りることとされています（5.5.5）が、以下の理由で反対します。
  - ✓ 米国会計基準では、各報告日において、予想信用損失に対する経営者の現在の見積りを反映する信用損失引当金（償却原価から控除される評価勘定）を計上することとされており、また、これまでの我が国の金融商品会計基準と比較しても、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大するまでは、信用損失の認識が遅延することとなること。
  - ✓ 金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの判定に困難を伴うことが想定され、客観性や比較可能性が損なわれる可能性があること。
- IFRS9では、上記の一般的なアプローチにかかわらず、購入又は組成した信用減損金融資産については、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額のみを損失評

価引当金として認識することとされており（5.5.13）、また、営業債権又は契約資産については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失の金額で測定することとされています（5.5.15）が、何故一般的なアプローチと異なる会計処理が必要なのか明確ではなく、首尾一貫したアプローチで予想信用損失の認識・測定を行うべきであると考えます。

**【項目7】 予想信用損失の測定**

➤ 【項目6】 のコメントで述べたとおりです。

**質問7【その他】**

その他、当委員会による我が国における金融商品に関する会計基準に対する取組みに関して、ご意見があればお寄せください。

**コメント**

金融商品実務指針の策定時における経験によれば、日本の企業（金融機関を含みます。）は、原則主義的アプローチにはまったく対応できず、判断基準として具体的な数値基準を要求する傾向にあります。もちろん、数値基準には、実務を円滑に遂行することができるというメリットだけでなく、それが硬直的な判断をもたらす可能性などの弊害も内包しています。そのため、金融商品実務指針では、例えば、時価のある有価証券の著しい下落を判定するための数値基準について、絶対的なものではなく、あくまでも「反証可能な推定」として設定していて強制しているわけではなく、最終的には会社と監査人との実態判断により決定すべきものとなっています。

数値基準も、使い方によっては有用と思いますので、金融商品に関する会計基準の適用指針開発に当たっては、ご高配のほどよろしく申し上げます。

以 上